

中古自動車売却トラブル事例

ケース ①

解約できない



買取業者に中古車を売却する契約をした。
契約したその日に思い直して解約を申し出たところ、解約できないと言われ、高額な解約料を請求された。

まだ車両も引き渡していないのに、納得できない。

ケース ②

契約後、査定額を減額された



買取業者に中古車を売却する契約をした翌日、事業者から「修復歴があるので査定額を減額する」と一方的に言われた。

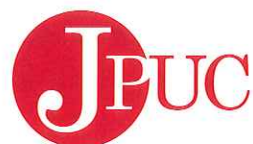
ケース ③

代金が支払われない



車両は引き渡したのに、1ヶ月たっても売却代金が支払われない。

ご注意!!



一般社団法人日本自動車購入協会
車売却消費者相談室

☎0120-93-4595

受付時間：平日9:00～17:00(土日祝日休業)

〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番1号
細田商事ビル3階

安心して
お車をお売り
いただくために



一般社団法人日本自動車購入協会

JAPAN PURCHASE USED CAR ASSOCIATION